

恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業  
プロポーザル実施要領

令和5年11月

恵庭市公営企業

## 1. 主旨

恵庭市は、昨年6月にゼロカーボンシティを目指すことを宣言し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするために全力で取り組むこととしている。

恵庭下水終末処理場は、当市所管施設の中でも多くの電力を消費する施設であり、率先して温室効果ガス排出量を削減する取組みを行う必要がある。

以上を踏まえ、恵庭下水終末処理場が有する未利用資源等を活用した再生可能エネルギー発電によるオンサイトPPA事業<sup>※1</sup>に参加する者を公募するものである。

※1：発電事業者が、恵庭下水終末処理場敷地等に自己の所有する発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を恵庭下水終末処理場に供給する旨、契約する事業。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名

恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業

### (2) 事業場所

北海道恵庭市中島松453 恵庭下水終末処理場ほか（要領別紙1）

### (3) 想定する発電種類

太陽光発電、小水力発電、小風力発電、その他再生可能エネルギーによる発電<sup>※</sup>

※発電種類の組み合わせ（単独・複合を含む）は自由とする。「小水力発電」は、恵庭下水終末処理場内において最も水位差が生じる塩素消毒槽内（水位差1.0～1.5m、晴天時日平均流量28,635m<sup>3</sup>/日≒20m<sup>3</sup>/min≒0.3m<sup>3</sup>/s）を想定する。「その他再生可能エネルギー」は、恵庭下水終末処理場から発生するエネルギー以外のエネルギーを原則とし、恵庭下水終末処理場の運転に影響されないものを想定する。

### (4) 事業期間

運転期間は運転開始日から20年とする。

なお、国の補助制度を活用する場合は、当該補助制度の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

### (5) 担当部署

〒061-1444 北海道恵庭市京町85-2

恵庭市水道部下水道課（計画担当）

tel 0123-33-3127 fax 0123-33-3137

e-mail gesuidou@city.eniwa.hokkaido.jp

## 3. 参加資格等

### (1) 事業者の構成

ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループの場合、グループの構成員は他のグループの構成員にはなれない。また、単独での参加もできない。

ウ グループの場合は、代表となる企業を定めるほか、構成企業の役割を明確にすること。

エ 参加表明書等の受付期間終了後、グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

## (2) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とし、参加表明書の提出をもって下記要件をすべて満たしていることを誓約したものとみなす。なお、グループの場合、ア、イはグループ総体で要件を満たすこととし、ウはすべての構成員が要件を満たしていることを条件とする。

ア 発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ 過去5年以内に、本事業と類似の契約実績（「積雪地域又は寒冷地域において、応募者が提案する発電種類における発電設備の導入・運用に係る業務」の実績）を有すること。  
なお、日本国内実績とし、契約先は官民間わない。

ウ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

(A) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者

(B) 経営状態が不健全であると認められる者。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てをした者及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定がなされている場合はこの限りではない。

(C) 恵庭市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者

(D) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日実施)の規定により指名停止の措置を受けている者

(D) 国税又は地方税を滞納している者

(E) その他選定、対象事業の実施に際して、適正さが阻害される事項が無いこと。

## 4. スケジュール

実施要領の公表	令和5年11月24日
参加表明に関する質問書の受付	令和5年11月24日～令和5年12月4日
参加表明に関する質問書の回答	令和5年12月8日
参加表明書等の提出	令和5年11月24日～令和5年12月15日
参加資格確認結果の通知	令和5年12月22日
施設見学	令和5年12月25日～令和5年12月28日
提案書の作成に関する質問書の受付	令和5年12月22日～令和6年1月12日
提案書の作成に関する質問書の回答	令和6年1月18日
提案書の受付	令和5年12月22日～令和6年3月8日
プレゼンテーション	令和6年3月19日
候補者選定結果の通知	令和6年3月26日
詳細協議～契約	令和6年3月26日以降

## 5. 書類の提出方法等

### (1) 書類の提出先（事務局）

〒061-1444 北海道恵庭市京町85-2

恵庭市水道部下水道課（計画担当）担当：佐藤

tel 0123-33-3127 fax 0123-33-3137

e-mail gesuidou@city.eniwa.hokkaido.jp

## 6. 参加表明に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

ア 応募者は、本プロポーザルの参加表明書の提出に関する質問を簡潔にまとめ、様式7の質問書を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で事務局に提出すること。

なお、持参による場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時15分までに提出すること。

また、持参以外の方法による場合は、平日（休日以外の日）の午前8時45分から午後5時15分の間に、電話にて受付の確認を行うこと。

イ 電話による質問、質問書受付期間後の質問及び参加表明書の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質問は、受け付けない。

### (2) 質問の受付期間

令和5年11月24日（金）～令和5年12月4日（月）午後5時15分まで

### (3) 質問に対する回答

ア 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答する。また、令和5年12月8日（金）までに質問内容及び回答の全体をホームページに掲載することとし、掲載の期間は参加表明書等の提出期限までとする。

イ 回答に対する問合せは、受け付けない。

ウ 回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

## 7. 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類及び留意事項

応募者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。グループの場合、イ及びオ〜クについては、構成員ごとに提出すること。

ア 様式1 参加表明書

イ 様式2 会社概要書

ウ 様式3 グループ構成書

エ 様式4 事業実績書及び類似事業の契約書等の写し（要件を満たしていることが確認できる部分）

オ 登記事項証明書（写し可）

カ 直近3ヵ年分の決算書

キ 国及び地方税の滞納がないことを証明する書類

（本実務要領公表後に発行されたもの。法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税、法人市町村民税を対象とする。）

ク 様式5 誓約書

ケ 様式6 施設見学希望調査届

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期間及び方法

ア 提出期間

令和5年11月24日（金）～令和5年12月15日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

提出書類を事務局へ持参又は郵送すること。

(A) 持参する場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分までに提出すること。

(B) 郵送する場合は、簡易書留又は一般書留により、最終日の受付時間内必着で郵送すること。

## 8. 参加辞退書の提出

参加表明後に辞退する場合は、次の項目を記載した参加辞退書（任意様式）を持参又は郵送にて提出すること。

また、参加資格確認結果後に辞退する場合においても、同様に参加辞退書を提出すること。

- ・住所
- ・事業所名
- ・代表者職氏名
- ・辞退理由

## 9. 参加資格確認結果の通知等

### (1) 結果の通知

参加表明書等の提出された書類に基づき、恵庭市公営企業（以下、「市」という。）は参加資格要件を満たすか確認する。参加資格確認結果及び提案書の提出等について、令和5年12月22日（金）までに、参加表明書に記載されたメールアドレスに通知し、電話をする。

なお、参加資格が認められなかった応募者には、参加資格がない旨及びその理由を通知する。その理由の説明を求める場合には、通知の翌日までに、その旨を記載した書面を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。その回答は、提出期限日の翌日から起算して1週間以内) に行う。

### (2) 参考資料の提供

参加資格を認めた応募者（以下、「参加資格者」という。）には、参加資格確認結果の通知に併せて、次の参考資料を提供する。又、“太陽光発電設備の屋根置きを想定している場合は、該当する施設の竣工図及び構造計算書”、“小水力発電を想定している場合には該当する竣工図”を提供することができる。

ア 施設平面図(CAD)（電気室位置明示）

イ 単線結線図

ウ 土質調査報告書

エ 基準とする料金単価(経済性を評価する際の目安として設定するもの)

### (3) 施設見学の日程通知

参加資格者のうち、施設見学の希望があった者に対し、参加資格確認結果の通知に併せて、詳細を通知する。なお、参加表明書等の受付順で応募者の希望を優先し、調整する。

## 10. 施設見学

9. (3)で通知した日時に実施とするが、緊急の事態が発生した場合は、市は見学を中止又は延期する場合がある。

参加資格者は、施設見学にあたって、事務局の指示に従うこと。また、施設見学中の口頭での質問は受け付けない。施設見学後、「11. 提案に関する質問の受付及び回答」によるものとする。

## 11. 提案書に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

- ア 参加資格者は、本プロポーザルの提案書の提出に関する質問は、簡潔にまとめ、様式7の質問書を持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で事務局に提出すること。なお、持参による場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く午前8時45分から午後5時15分までに提出すること。また、持参以外の方法による場合は、平日（休日以外の日）の午前8時45分から午後5時15分の間に電話にて受付の確認を行うこと。
- イ 電話による質問、質問書受付期間後の質問、審査に支障をきたす質問及び提案書の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質問は、受け付けない。

### (2) 質問の受付期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月12日（金）午後5時15分まで

### (3) 質問に対する回答

- ア 令和6年1月18日（木）までに質問内容及び回答をホームページに掲載することとし、掲載の期間は提案書等の提出期限までとする。
- イ 回答に対する問合せは、受け付けない。
- ウ 回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

## 12. 提案書等の提出

参加資格者は、次の書類を作成し、提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 様式8 提案書（実施内容、発電設備の容量、事業実施体制等）
- イ 様式9 料金単価
- ウ 様式10 事業収支計画

### (2) 提出部数

正本1部、副本7部

### (3) 提出期間及び方法

#### ア 提出期間

令和5年12月22日（金）～令和6年3月8日（金）午後5時15分まで

#### イ 提出方法

提出書類を事務局へ持参又は郵送すること。

(A) 持参する場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分までに提出すること。

(B) 郵送する場合は、簡易書留又は一般書留により、最終日の受付時間内必着で郵送すること。

### 13. 提案書等の作成

別添データ(ホームページ上に公表)の「恵庭下水終末処理場における過去3年程度の電力使用量の30分値」を参考とし、また、将来的な電力需要についても勘案の上、要領別紙2の「平面図」に示す設備設置可能区画(以下「区画」という。)の範囲内を利用した発電設備の設置について、次の項目に関し提案するものとする。

#### (1) 提案書(実施内容、発電設備の容量、事業実施体制等)

ア 事業概要及び特徴を記載すること。

イ 発電設備について、次の内容を考え方等も含めて記載すること。

- ・ 発電種類と発電設備の設置場所を示す図面と設置面積
- ・ 設置方法(架台等)、荷重(風圧、積雪、地震等)等の設計基準について
  - ※ただし、太陽光発電の場合は、JIS C8955(2017)を準拠のこと。
  - ※ただし、小風力発電の場合は、JIS C1400(2020)を準拠のこと。
  - ※その他の発電設備の場合は、関連する公的基準等を準拠のこと。
  - ※建築基準法施行令第86条第3項に基づく恵庭市の垂直積雪量設計積雪量は0.9mであることに留意のこと。
- ・ 発電設備の定格出力(kW)
- ・ 蓄電池の有無。設置する場合は蓄電池容量(kWh)とその運用方法。
- ・ 想定年間発電量(kWh/年)(太陽光発電や小風力発電を想定する場合は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の日射量データベース等を参考に求めること)
- ・ 想定年間自家消費電力量(kWh/年)(事業者が供給する電力の使用量)
- ・ 温室効果ガス排出削減量(なお、排出係数は0.000549 t-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。)
- ・ 発電設備のシステム構成図(既存受電設備への接続や改造についても含め作成のこと)
- ・ 補助金の活用予定。活用予定がある場合は、補助金名称とその要件を満たしていることが分かる資料。(想定される補助金の例:【環境省】建築物等のZEB化・省CO<sub>2</sub>化普及加速事業のうち水インフラにおける脱炭素化推進事業)
- ・ 周辺環境への影響(光害、騒音、振動、臭気等の想定(シミュレーション等))と対策
- ・ その他、安全性の確保等、設備設置に関し配慮する事項
- ・ 停電時に利用可能なシステム(システム構成図、操作方法(停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否)、発電設備から使用可能な出力(kW))
- ・ 事業実施体制図(代表事業者、構成関連事業者を示し、各事業者の関係や役割分担を記載)
- ・ 施工計画書(施工計画の概要、実施体制、スケジュールを記載)
- ・ 維持管理計画(運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制、スケジュールを記載)
- ・ 故障、緊急時の対応体制図
- ・ 事業実施中のリスクに対する対応(損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等)
- ・ 事業者が破綻した場合の対応(処理の枠組み、万一、破産した場合において、市の追加負担なしに、発電設備が撤去できる仕組み)
- ・ 地域貢献や地域防災力向上を目的とした停電時における周辺住民向けの携帯電話端末等やラジオ等の充電システム

・その他、付加提案を行う場合その内容（実施することによって得られる効果（可能な限り定量的に表現したもの）（恵庭市の地域特性、恵庭下水終末処理場の電力需要、下水道のイメージアップ等を踏まえた創意工夫等を想定）

## （2）料金単価

- ・単価は事業期間中一定とし、設備の設置、既存受電設備への接続、運用、維持管理等、その他本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めた金額を記載すること。（仕様書『3.事業実施について（3）設計・施工・維持管理等（ア）設計』を参考のこと。）
- ・提案単価は、補助金活用に係ること等の一部の例外を除き、候補者決定以降の変更は原則認めない。
- ・提案単価（円/kWh、税抜き）は、小数点第2位まで記載すること。
- ・過去の電力使用実績等に基づいた想定年間使用電力料金（円/年、税抜き）

## （3）事業収支計画

資金計画（工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画を記載）

## （4）留意事項

- ア 提案書等の作成にあたって、用紙サイズはA4版縦長を基本とすること。一部A3版横長の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。
- イ 副本は、会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、会社を特定できないように留意すること。
- ウ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- エ 提案は1案までとし、複数案の提案は認めない。

## 14. プレゼンテーション

### （1）実施日

令和6年3月19日（火）を予定している。開始時間等については、参加表明書に記載されたメールアドレスに通知し、電話をする。

### （2）実施場所

恵庭市役所第2庁舎2階会議室を予定している。

### （3）実施方法

- ア プレゼンテーションは、1参加者当たり60分以内で、ヒアリングを実施する。提案書の説明を30分以内とし、その後に質疑応答を30分以内で行う。
- イ プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションへの参加人数は、1参加者当たり補助員を含め5名以内とし、プロジェクター、パソコン等の機器を利用する場合は、全て参加者が準備するものとする。  
ただし、スクリーンは市が用意する。

エ プレゼンテーションに用いる資料は、提案書の内容のみとする。

#### 15. 参加者の失格又は提案の無効

参加資格者又は提案等が、次のいずれかに該当する場合には、提案は無効とする。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先、期間に示された条件に適合しない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 参加申請後に、本業務に係る契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

#### 16. 評価・審査及び選定結果の通知

##### (1) 評価

提案に係る評価は、「恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、「恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業」導入に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）（別紙4）により行う。審査委員会は非公開とし、その内容に係る質問や異議は一切認めない。

##### (2) 審査及び選定

審査委員会が、提案内容を評価基準に基づき審査を行い、各委員の評価点を合算した合計得点の6割を最低基準点とし、合計得点が最も高い提案者を契約の交渉を行う候補者（以下「候補者」という。）とし、この者を選定する。合計得点が最低基準点に満たない者は、候補者として選定しない。

##### (3) 選定結果の通知

審査委員会終了後（令和6年3月26日(火)までに）、プレゼンテーションの参加者全員に、参加表明書に記載されたメールアドレスに通知をする。

また、審査の結果については、ホームページに掲載し、公表する。

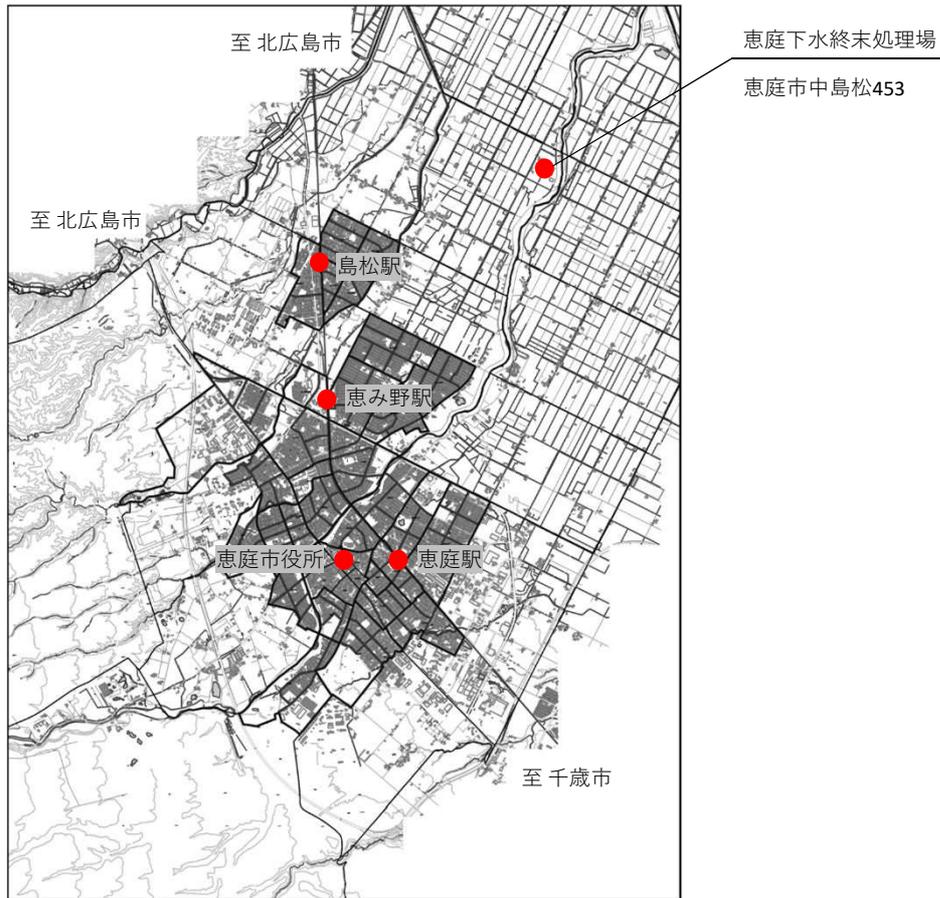
## 17. 契約に関する事項

- (1) 候補者は、市と合意を図った上で、電気料金削減や温室効果ガス排出削減量等を詳細に判定し、契約書を締結するまでの諸条件や発電設備に係る詳細設計図書等について、市と詳細協議を進めるものとする。また、“発電事業に係る関係省庁や電力事業者との協議”や“国の補助制度を活用する場合は、当該所管省庁等との協議”についても並行して進めるものとする。
- (2) 候補者と協議が整わない場合又は契約が不可能となった場合は、次点の者を候補者とする。
- (3) 候補者と市との協議が整い次第、契約を締結する。

## 18. その他の留意事項

- (1) 参加表明書、提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に関する経費、その他本プロポーザルに参加するための一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (3) 提出書類等に記載された内容は、本プロポーザルの実施に関する事務以外には使用しないものとする。
- (4) 提出書類については、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。  
なお、提出期間内に限り、差替え等を行うことができる。
- (5) 特許権、実用新案権、その他法令に基づき保護されている権利を侵害し、これにより第三者に損害を与えたときは、その責任の全てを応募者が負うものとする。
- (6) 提出書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表その他プロポーザルの実施について必要があると認めるときは、市は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。  
なお、この場合は、あらかじめ応募者に通知するものとする。  
また、市は、事務の遂行上必要な範囲において、提案書等の複製を作成できるものとする。
- (7) 選定結果の通知後、契約締結までに参加資格要件を欠く事態を生じた場合は、契約を締結しないものとする。
- (8) 市は、緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを停止、又は中止する場合があるが、その場合において、本プロポーザルの応募者が損害を受けることがあっても市は、その責めを負わない。
- (9) 契約締結に向けた詳細協議に関する一切の費用は、全て候補者の負担とする。
- (10) 市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。
- (11) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び関係法令の変更に伴い、消費税率及び地方消費税率が変更された場合、当該変更の内容（経過措置を含む。）による税率を適用する。
- (12) 提案書等については、恵庭市情報公開条例等関係規定に基づき、公開される場合がある。
- (13) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施について必要な事項は、審査委員会が定める。

## 要領別紙1 位置図



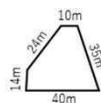
## 要領別紙2 平面図



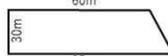
- : 設置可能区画A (平場)
- : 設置可能区画B (平場)
- : 設置可能区画C (屋根)

### 設置可能区画の形状

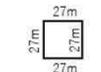
① 平場 約950㎡



② 平場 約2,170㎡



③ 平場 約700㎡



④ 屋上 約350㎡  
(建築物耐震化済)



⑤ 屋上 約440㎡  
(建築物耐震化済)



⑥ 平場 約800㎡  
(廃棄物処理事業所管)



※耐震済とは10年以上に建設された建物で現行の耐震性能を有していることを示す。  
なお、屋上に設備を設ける場合は事業者において安全性の検討等を行う必要がある。

## 「恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業」導入に係る評価基準

### 1.基本事項

契約の交渉を行う候補者の決定に当たっては、市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い参加資格者を優先候補者、優先候補者に次いで評価点が高い提案者を次点候補者とする。

### 2.評価

提案に係る評価は、「恵庭下水終末処理場オンサイトPPA事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）が行う。審査委員会は非公開とし、その内容に係る質問や異議は一切認めない。

### 3.評価方法

(1)審査委員会が参加資格者から提出された提案書、参加者のプレゼンテーションに基づき、評価を実施する。

(2)委員は、提案書、プレゼンテーションの内容等により、別表に示す評価基準項目ごとに以下の6段階評価を行う。

評価基準点

基準点	評価基準
5点	極めて評価が高い。非常に有効である。 極めて優れている。
4点	やや評価が高い。やや有効である。 やや優れている。
3点	普通
2点	やや評価が低い。あまり有効でない。 やや劣る。
1点	評価が低い。有効でない。 劣る。
0点	非常に評価が低い。 非常に劣る。

(3) 評価点は、各評価項目の評価基準点に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

### 4.優先候補者の決定

(1)各委員の評価点の合計が最も高い参加者を優先候補者とする。

(2)合計点が同点の者が複数存在する場合は、①提案内容に関する項目、②事業者の実績や体制に関する項目の順序により比較し、審査委員会の合議により順位を決定する。

### 5.最低基準点

(1)候補者候補者の選定において、各委員の持ち点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、合計得点が最低基準点に満たない者は、候補者として選定しない。

評価項目及び配点

評価大項目	評価項目	評価基準	加重倍率	配点	配点小計
技術提案内容	GX効果	GHG排出量の削減効果(再エネ発電量)はあるか	2.0	10.0	31.5
	設備仕様	既存受電設備まで網羅された提案であり、導入する設備や改造する設備の仕様の考えや根拠は明確か	1.0	5.0	
		自然条件への対応(設計条件)は妥当か	1.0	5.0	
		周辺環境への影響(光害、騒音等)の把握と対策、安全性の確保は万全か	1.3	6.5	
		災害時における地域貢献等を目的とした充電システムは妥当か	1.0	5.0	
実施体制	施工体制	施工体制、施工スケジュールは現実的で妥当か 経営状況に問題はないか	1.6	8.0	34.5
	維持体制	維持管理体制、メンテナンス計画は現実的で妥当か 経営状況に問題はないか	1.6	8.0	
	リスクへの対応	事業実施中のリスクに対する対応は妥当か (リスクへの対策方法、損害保険の内容)	1.8	9.0	
	市内企業の活用	市内企業を活用する提案となっているか	1.9	9.5	
実績	類似実績	類似実績は豊富か	1.0	5.0	5.0
経済性	電気料金	電気単価が安価で電気料金削減効果があるか 収支計画は妥当か	4.0	20.0	20.0
その他独自提案		具体的で効果的な提案となっているか (恵庭市の地域特性、恵庭下水終末処理場の電力需要、下水道のイメージアップ等を踏まえた創意工夫)	1.8	9.0	9.0
合計					100.0